

日本中小企業学会論集投稿規程

第1条（論集の発行と投稿規程の策定）

「日本中小企業学会論集」は、日本中小企業学会の機関誌で、中小企業に関する研究成果を広く世界に問うとともに、内外の研究交流を図ることを目的として発行するものである。本論集への投稿に関し、本規程を定める。

第2条（投稿資格）

本学会論集に投稿できるのは、原則として日本中小企業学会の会員とする。共著論文の場合は、筆頭執筆者が日本中小企業学会会員であることを要する。

第3条（投稿論文）

投稿しようとする論文は、直近の日本中小企業学会全国大会において発表したもので、未公刊の論文とする。

2.その投稿された論文は、学会論集に掲載されるものとする。

第4条（原稿）

提出される原稿は、「学会論集執筆要綱」で定められた要件（原稿の紙幅、書式等）を守ることにする。

第5条（原稿の提出期限および提出先）

原稿は、論集編集委員会によって定められた提出期限までに、論集編集担当へ提出することとする。

第6条（転載等）

本学会論集に掲載された論文を書籍等に転載する場合には、初出を「日本中小企業学会論集」と明記することとする。

第7条（査読制と審査基準）

本学会論集における査読制ならびに審査基準は、「日本中小企業学会論集編集に関する内規」に従い、運用するものとする。

第8条（規程の改定）

論集編集委員会は、理事会の承認を得て、本規程を改定することができる。

<付則>

この規程は 2012（平成24）年9月22日から施行する。

この規程は、2021（令和3）年10月9日から施行する。